

1 食肉の表示のルールと各法規

食肉の表示内容は、様々な決まりによって定められている。

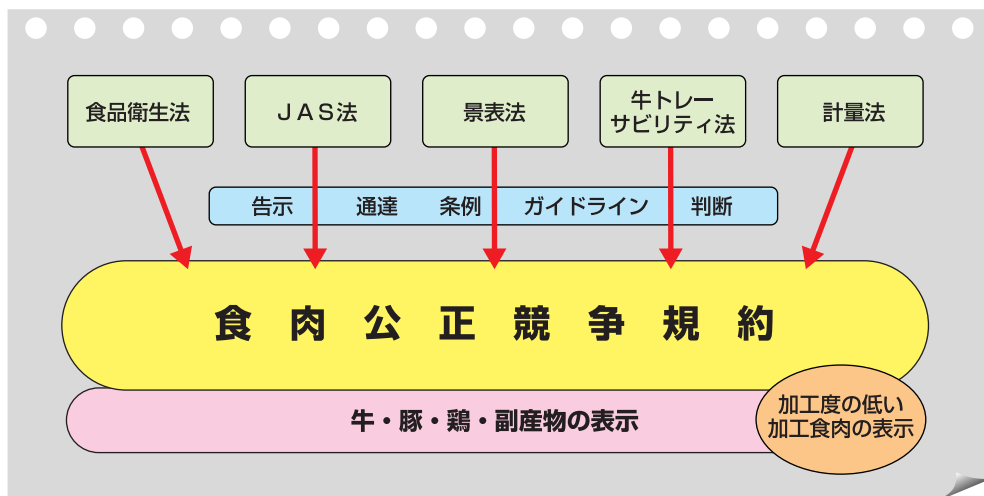
大きくは、食品衛生法、JAS法、景表法、牛トレーサビリティ法、計量法などの法令の定めがあり、これを受けて各省庁の告示や通達、通知、さらにこれらに関連した行政の判断などがある。

こうした様々な規定を織り込んで「食肉公正競争規約」として食肉の表示のルールが総合的にまとめられている。

本書は、こうした表示に関する様々なルールを網羅し、食肉表示に携わる方々にとっての指針を示したものである。

法令等は巻末にまとめ、各項目においては下方に関連する法令と掲載したページ数を示して、参照できるようにした。

このハンドブックでは、主に「生肉」（食肉公正競争規約第2条、同施行規則第1条参照）を対象としているが、調味料等で味付けした食肉、表面を熱処理した食肉等、加工度の低い食肉や、その他関連ある事柄についても解説している。



■法律名と略称

JAS法：「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」▶(103ページ)

牛トレーサビリティ法：「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」▶(104ページ)

景表法：「不当景品類及び不当表示防止法」▶(138ページ)

食品衛生法▶(149ページ)、計量法▶(161ページ)については法律名を省略していない。

食肉公正競争規約：「食肉の表示に関する公正競争規約」▶(82ページ)